

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

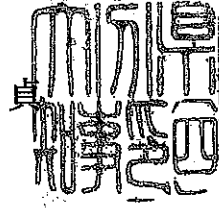
住所 宮崎県延岡市小野町4138番地1

氏名 株式会社南日本環境センター

代表取締役 蓑田 章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝 貞



許可の年月日 平成28年12月11日

許可の有効期限 平成33年12月10日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

収集運搬 (積替え又は保管行為を含まない。) 以下余白

### 特別管理産業廃棄物の種類

#### 廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

#### 廃酸

(水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

#### 廃アルカリ

(水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

#### 汚泥

(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

(以上4種類に限る。)

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ (積替え又は保管を行う場合に限る)

積替え又は保管行為を含まない。

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年12月11日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
平成15年 7月24日	変更届(役員)
平成18年11月16日	変更届(運搬施設)
平成18年12月11日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成19年 6月25日	変更届(運搬施設)
平成23年 4月21日	変更届(運搬施設)
平成23年12月11日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成24年 8月 7日	変更届(代表者、役員)
平成25年 9月 6日	変更届(運搬施設)
平成28年 6月24日	変更届(運搬施設)
平成28年11月29日	変更届(運搬施設)
平成28年12月11日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成30年 7月 9日	変更届(代表者、役員)

5. 積替え許可の有無 有・無  
市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無  
有